

	建設工事・測量等コンサルタント業務	物品等の供給
対象	市内・市外業者問わず	
業務	建設工事または測量等コンサルタント業務	物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供など
登録申請資格	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けている者(建設会社)	令和5年3月31日現在で、当該営業開始後1年以上の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後1年以上の者)
	審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高または測量等実績高のある者	直前1年の営業年度に営業実績高のある者
	成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産者で復権を得ていない者でないこと	
	市税その他納付金などの未納がない者	
資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した事業に係る債務を履行していない者でないこと		
受付期間	11月1日(火)～12月16日(金)必着	
受付方法	郵送(宅配便可)または持参	
必要書類	申請書、印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書など	
登録有効期間	市内業者: 令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)
	市外業者: 令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)	

令和5年度に市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、左記の要領で受け付けます。申請していないと、競争入札等に参加することができません。※申請用紙は、市ホームページまたは契約検査課窓口で入手できます。

## 競争入札等参加資格審査申請の受け付け

図契約検査課 (☎983-2201)

「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12～25日)にあわせて、本運動のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップを実施します。パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりでは悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

■日時 11月12日(土) 〃

24日(木) 午後5時～8時  
■点灯場所 さくらであい館展望塔  
※駐車場は午後5時までに、夜間開放はありません。  
※DVに関するお悩みやお困りごとは、下表の機関にご相談ください。



昨年のパープルライトアップの様子

## さくらであい館をパープルライトアップ

令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」啓発事業

名称	開設日時・時間	電話番号
八幡市女性相談	月～金曜日(祝日除く) 午前10時～正午、午後1時～5時 (受付は午後4時まで)	983-1784
内閣府 DV相談ナビ	毎日24時間対応	#8008

## 審議会傍聴できます

傍聴希望の方は、当日の会議開始20分前～10分前に会場入口へお越しください。定員はいずれも5人(先着順)です。

■第4回八幡市総合計画後期基本計画の策定に向けた意見交換を行うため、懇談会を開催します。

▶日時 11月24日(木)午後1時30分～  
▶場所 市役所分庁舎2階会議室A

■第7回まち・ひと・しごと創生検討懇談会

令和3年度の八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績などについて報告後、各委員からのご意見をいただき、効果検証を実施します。出されたご意見は、今後の地方創生にかかる取組方針への反映を検討することになっています。

▶日時 11月4日(金)午後3時30分から開始予定  
▶場所 文化センター3階会議室3

図政策推進課 (☎983-1014)

## 11月は児童虐待防止推進月間

「もしかして？」ためらわないで!

いちはやく 189

(令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶ちません。厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に実施しています。

「ちょっとしたサインを見逃さないで 子どもについて 声や保護者の怒鳴り声がある▼不自然な傷や打撲のある▼衣服やからだの臭い▼いつも汚れている▼落ち着きがなく乱暴である▼表情が乏しい、活気がない▼夜遅くまで一人で家の外にいます。」

「子どもが泣き叫ぶ▼地域などとの交流が少なく孤立している▼小さい子どもを家に置いたまま外出している▼子育てに関して拒否的・無関心である▼強い不安や悩みを抱えている▼子どものけがについて自然な説明をしない▼児童虐待かもと思ったらすぐにお電話を」

お住まいの地域の児童相談所につながります。匿名による連絡もできます。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。※一部のIP電話からはつながりません。



## 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

●児童虐待予防のための講演会 「子どもの虐待とヤングケアラー」

児童虐待については基本的なこととあわせて、一般に本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいう「ヤングケアラー」に関する講演会を開催します(参加無料)。

■日時 11月15日(火)午後2時～4時(開場は午後1時30分)

■場所 文化センター4階小ホール

■定員 80人

■講師 白山 真知子さん(認定NPO法人児童虐待防止協会)、木村健さん(京都府ヤングケアラー総合支援センター)



▶11月11日(金)までに、子育て支援課 家庭児童相談室へ電話、または上記のQRコードから

図子育て支援課家庭児童相談室 (☎983-3148)

## 令和4年秋季全国火災予防運動 11月9日(水)～15日(火)

### 「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

(令和4年度全国統一防火標語)



八幡市防火推進連絡会主催 防火ポスターコンクール  
▶最優秀作品 橋本小学校 4年1組 雑賀 柚穂さん

### 住宅防火いのちを守る10のポイント

- 4つの習慣
  - ▶寝たばこは絶対にしない、させない。
  - ▶ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
  - ▶こんろを使うときは火のそばを離れない。
  - ▶コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。
- 6つの対策
  - ▶火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
  - ▶火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
  - ▶火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
  - ▶火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
  - ▶お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
  - ▶防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

図消防本部予防課 (☎981-0304)

火災・救急統計		
消防本部 ☎981-4119		
令和4年1月～9月累計 ( ) 内9月分	昨年同期累計	
火災出動	14件 (0)	6件
火災以外の出動	293件 (23)	234件
救急出動	3,177件 (334)	2,838件
搬送人員	2,833人 (294)	2,641人

### 早朝駅前街頭広報

秋季全国火災予防運動の実施期間にあわせて、火災予防の呼びかけを行うため、次の日時に街頭広報を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

■日時 11月9日(水)午前7時15分～8時  
■場所 京阪石清水八幡宮駅前